

免疫細胞療法実施研究会 会則

改訂 平成 29 年 4 月 1 日

第一章 総則

第一条（名称）

本会は、免疫細胞療法実施研究会と称する。

第二条（所在地）

本会の所在地は、東京都江東区枝川 2-4-8 とする。

第二章 目的及び事業

第三条（目的）

本会は、本邦における免疫細胞療法の普及と、法に照らしたその誠実な実施を推進することを目的とする。

第四条（事業）

本会は、第三条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 免疫細胞療法に関する情報の提供
- (2) 免疫細胞療法を行う医師の連携体制の構築
- (3) 免疫細胞療法に関わる人材の教育機会の提供、運営
- (4) その他前各号に附帯又は関連する事業

第三章 会員

第五条（資格）

本会は第三条の目的に賛同する医師、研究者、コ・メディカル等によって構成し、参加の資格は問わない。

2. 会員となるには、本会所定の様式による申込みをし、役員会の承認を得るものとする。

第六条（会費）

会員は、本会の目的を達成するため、それに必要な経費を支払うものとする。

2. 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第七条（退会）

会員は、申し出によりいつでも退会することができる。ただし、本会所定の様式による手続きをし、役員会の承認を得るものとする。

第四章 役員

第八条（役員）

本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 1名

第九条（選任）

会長、副会長及び幹事は、会員の決議によって会員の中から選任する。

第十条（会長及び副会長の職務及び権限）

会長は、法令及びこの会則の定めるところにより、その業務を執行する。

2. 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。
3. 副会長は会長を補佐し又は会長に代わりその業務の一部を代行する。

第十一条（幹事の職務）

幹事は、本会の運営と会計を担当する。

2. 幹事はその業務の一部を、事務担当者に委任することができる。

第五章 役員会

第十二条（開催）

役員会は本会の議決機関とし、原則として年 1 回開催する。ただし、必要がある場合に会長は臨時の役員会を開催することができる。

第十三条（役員会の成立）

役員会は、会長、副会長および幹事で構成され、議長は、会長が行う。

2. 役員会は、役員のおよそ 2/3 の出席をもって成立する。
3. 役員会の決議は、出席者の過半数をもって決する。

第十四条（議決事項）

役員会の議決事項は以下のとおりとする。

1. 事業計画（会の開催日時等）、事業報告および会計報告
2. 役員の推薦、変更
3. 会則の変更
4. その他、事業目的に係わること

第六章 会計

第十五条（最初の事業年度）

本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成 30 年 1 月 31 日までとする。

第十六条（収支）

本会の経費は、会員からの会費およびその他の収入をもって支弁する。

2. 幹事は、会計年度終了後、次回の役員会でその収支報告を報告する。なお、剰余金は翌年度に繰越すものとする。

3. 幹事は役員会后、必要に応じて収支内容を会員に公表する。

第七章 附則

第十六条（設立時の発起人）

本会の設立発起人は、次のとおりとする。

設立時発起人 照 沼 裕

第十八条（法令の準拠）

本会則に定めのない事項は、すべて法令に従う。

以上

別紙（会費）

当研究会の会費は、以下のように定める。

1. 入会金

個人会員	:	10,000円
団体会員（医療機関単位）	:	10,000円
賛助会員	:	50,000円

2. 年会費

個人会員	:	10,000円
団体会員（医療機関単位）	:	10,000円
賛助会員	:	50,000円

3. 寄付

金額に関する規定なし

以上